

香川地方最低賃金審議会

第2回 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和3年10月6日 15時15分～16時54分		
開催場所	香川労働局 第1会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金について (金額審議)		
議事要旨	<p>1 主な審議事項</p> <p>① 労使各側より金額改正に関する意見書について補足説明がなされた。</p> <p>② 事務局より最低賃金に関する基礎調査結果について説明した。</p> <p>③ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金額について、労働者側、使用者側より金額提示がなされ、根拠等について説明がなされた。</p> <p>2 労働者側、使用者側の金額提示、根拠</p> <p>労働者側 第1回提示額 : 1,000円 (+44円引上げ)</p> <p>根拠：基幹労連と金属労協が目標としている企業内最低賃金協定が月額177,000円(時間額1,100円)であること、また、香川労働局職業安定課発表の新規高卒初任給額の全体平均も177,000円であることから、時間額1,100円と現行の最賃額956円との差144円を3年で解消するとして、$144円 \div 3 = 48円$。しかし、48円は現状を考えると高いため、連合が目指す「誰もが1,000円」と、現行の最賃額956円との差である44円とした。</p> <p>労働者側 第2回提示額 : 995円 (+39円引上げ)</p> <p>根拠：香川県内の企業内最低賃金額を締結している造船業の最下限時間額996円と、現行の最賃額956円との差が40円。特定最賃が協定最下限時間額を上回らないために1円を引いて、39円とした。</p> <p>労働者側 第3回提示額 : 993円 (+37円引上げ)</p> <p>根拠：海事産業強化法(国土交通省所管)に基づく支援(融資・税制面の優遇措置)を受けるためには優秀な人材確保が必要であり、これを考慮すると引き下げたくないが、前回提示額から2円引き下げて37円とした。</p> <p>使用者側 第1回提示額 : 959円 (+3円引上げ)</p> <p>根拠：鋼材等の各種資機材価格の上昇が顕著になってきており、大幅な船価上昇を受け入れてまで発注する姿勢は見られず、採算の厳しい状況が続いている。昨年、+3円で決着したため、3円とした。</p> <p>使用者側 第2回提示額 : 961円 (+5円引上げ)</p> <p>根拠：現行の特定最低賃金額956円に、第4表①Cランク産業計の賃金上昇率0.5%を乗じて、$956 \times 0.005 = 4.78$(円未満切上げ) → 5円</p>		

使用者側 第3回提示額 : 969円 (+13円引上げ)

根拠：現行の特定最低賃金額956円に、第4表①Cランク製造業の賃金上昇率1.4%を乗じて、 $956 \times 0.014 = 13.384$ (円未満切捨て) →13円

労働者側、使用者側共にこれ以上の歩み寄りの様子がうかがえないため、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。

第3回専門部会は、令和3年10月12日15時15分から開催することを確認した。